

付議第 1 号

平成 21 年度高知県一般会計補正予算等に係る意見聴取に関する議案

平成 21 年 7 月高知県議会定例会提出予定の補正予算議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき議決を求めます。

平成 2 1 年度 7 月 補正 予算 総括 表

教育委員会 (一般会計)

(単位: 千円)

課 名	既計上予算額	補正見込額	左 の 財 源 内 訳		備 考
			特定財源	一般財源	
教育政策課	275,632	48,718	(国) 47,876 (入) 839 (諸) 3		
総務福利課	9,330,321	396,241	(国) 302,373 (債) 93,000	868	
幼保支援課	1,546,836	93,277	(国) 403 (入) 53,117	39,757	
小中学校課	49,259,472	10,100	(国) 10,100		
高等学校課	18,311,093	398,830	(国) 296,443 (使) △ 11,160 (債) 97,000	16,547	
特別支援教育課	6,344,279	46,294	(国) 46,294		
生涯学習課	1,034,020	55,243	(国) 45,230 (入) 9,996 (諸) 17		
文化財課	840,410	16,590	(国) 16,590		
スポーツ健康教育課	712,115	52,362	(国) 52,362		
計	87,903,972	1,117,655	(国) 817,671 (使) △ 11,160 (入) 63,952 (諸) 20 (債) 190,000	57,172	

(高等学校等奨学金特別会計)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等の補正に関する調書
変 更

(単位千円)

課名	事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			
							国庫支出金	地方債	その他	
高等学校	高等学校等奨学金貸付	319,476			平成21年度 ～平成25年度	319,476			(入) 161,808 (諸) 157,668	

教育委員会 平成21年7月補正予算案の概要

※下線部=6月定例教育委員会(6/16)から金額に変更のあった箇所

項目		金額(千円)
1 施設改修等		446,100
教育センター	・ 教育センター本館バリアフリー化(13,850)	13,850
県立学校	・ 太陽光発電設備設置(237,142) →高知工業、東工業、宿毛工業、須崎工業、四万十高校 ・ <u>山田高校女子寄宿舎建築(97,014)</u> ・ 旧教育センター分館(西高敷地内)解体(58,047)	392,203
青少年教育施設	・ 北川青少年の家撤去費用及び跡地整備(40,047)	40,047
2 設備整備、備品購入等		558,775
教育センター	・ 教科研究センター設置に向けた教育機器整備(29,661) →電子黒板、カラーコピー機各4台、研修用パソコン20台、外国語活動指導セットなど	29,661
県立学校	・ 校務用パソコン(教員1人1台)の更新(146,250) ・ <u>産業教育設備の整備(240,380)</u> →万能材料試験機器一式(高知農業)、マシニングセンター(宿毛工業)、汎用3次元CAMシステム(高知工業)、炭酸ガスレーザー加工機(須崎工業)など ・ 理科教育設備の整備(10,000) →生徒用生物顕微鏡90台、デスクトップ型PH計10台など ・ <u>上記山田高校女子寄宿舎建築に伴う設備整備(2,200)</u>	398,830
青少年教育施設	・ 地上デジタルテレビ(各施設) ・ 公用車2台更新又は新規購入 →青少年センター:軽四更新1台、図書館:ハイブリッド新規1台 ・ 冷却CCDカメラ、デジタル一眼レフカメラ(芸西天文学習館)	5,183
特別支援学校	・ 給食設備(真空冷却機)未設置学校への設置(6,878) ・ 公用車3台更新(27,007) →高知若草養護:スクールバス1台、中村養護:ハイブリッド1台、軽四1台 ・ 学校及び寄宿舎の地上デジタルテレビ購入(9,438) ・ 心理検査器具、教材作成機器等の整備(3,849) ・ 厨房用機器(フードカッター)、寄宿舎大型洗濯機(2,772) ・ 教室カーテンの更新(3,228)	53,172
事務局	・ 親育ち支援推進事業用スクリーン、パソコン、プロジェクターその他事務費(1,156) ・ 公用車(ハイブリッド)2台新規購入(4,038) ・ 教育事務所公用車5台及び携帯用パソコン、プロジェクター等備品購入(10,100) →東部:更新2台(小型貨物1台、ハイブリッド1台) 中部:更新1台(ハイブリッド)、 西部:更新1台(小型貨物)、新規1台(ハイブリッド)	15,294
その他	・ 県民体育館の老朽化した非常用発電機の取替(18,110) ・ 高知城堀端木柵更新(16,590) ・ 高齢となり競技参加が困難となっている競技用馬匹の購入(21,935)	56,635

項目	金額(千円)
3 ソフト事業等	112,780
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育版「地域アクションプラン」推進費(1,378) ・ 小学校中核教員外国語活動実践研修(2,477) →小学校5、6年生の外国語活動必修化に向けて、指導技術向上のための研修実施。 ・ 学校管理職研修推進事業(842) →副校長研修、主幹・指導教諭研修の研修資料等作成のため、臨時職員配置。 ・ 学校ICT環境整備事業、国委任事務に係る事務費(510) ・ 多子世帯保育料軽減事業費補助金(39,757) ・ 安心こども基金事業費(52,364) →私立幼稚園、認定こども園の地上デジタルテレビ、遊具等整備 →認定こども園の幼保連携型への移行促進のための補助 →保育の質の向上のための研修事業への補助 ・ 子育て情報発信事業(600) →フリーペーパー「Kプラス」への広告 ・ 「早ね早おき朝ごはん」推進事業(6,120) →啓発キャラクターの着ぐるみ、タペット ・ 学校・地域連携読書活動推進員配置事業(3,293) →読書環境が厳しい状況にある地域に読書活動支援員配置 ・ 県内園児、児童、生徒及び教職員用の感染症予防のためのサージマスク備蓄(5,439) ・ <u>県立学校の授業料減免制度の見直し(免除対象者拡大)に伴う財源更正</u> →<u>免除増見込み額11,160千円について使用料を減額し、一般財源を増額</u> 	112,780
要求額合計	1,117,855

高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱

(目的)

第1条 高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号。以下「条例」という。)

第6条第1項の規定に基づく県立高等学校の授業料及び受講料(以下「授業料等」という。)の免除に関する取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(方針)

第2条 県立高等学校に在学する生徒の授業料等の免除は、経済的理由により就学が困難な者については、学習に対する意欲や家計・家族の状況を総合的に検討したうえで決定する。

2 平成19年度から単位制となった県立高等学校の定時制の課程に在学する生徒で、条例において単位制による課程の1単位当たりの授業料等の金額の定めがないことにより不利益が生じる者については、条例において金額の定めがある場合と同様の授業料等となるよう、授業料等の一部を免除する。

(授業料等免除審査会)

第3条 前条第1項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ別に設置する高知県立高等学校授業料等免除審査会の意見を聞くものとする。

(区分及び免除基準)

第4条 第2条第1項に該当する場合の授業料等の免除は全額免除及び半額免除(免除金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とし、それぞれ次の基準により決定する。

(1) 授業料等の免除を受けようとする生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、全額免除とする。

(ア) 生活保護法による被保護世帯に属する者(高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る)

(イ) 児童福祉法に規定する児童養護施設入所者

(2) 授業料等の免除を受けようとする生徒及び生徒の父母(父母に代わって家計を支えている者がある場合はその者を含む。以下「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合であって、保護者等の死亡、疾病・障害、失業等の事情により、学費の支弁が困難であると認められるときは、全額又は半額免除とする。

(ア) 地方税法の規定により市町村民税が非課税であるとき

(イ) 地方税法の規定により市町村民税の課税が均等割のみであるとき

(ウ) 地方税法の規定による市町村民税の課税標準額が35万円未満であるとき

(3) 火災・風水害等により、家屋等を半壊(半焼)以上の被害を受け、学資の支弁が困難となった者(申請時において被災にあった時点から1年以内の者に限る。)は、全額又は半額免除とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、家計の急変等、特別の事情により学費の支弁が困難となった者については、全額又は半額免除とする。

2 第2条第2項に該当する場合の授業料等の免除は別表1によるものとする。

3 学校長は、第2条第1項に基づき申請があった場合は、申請のあった生徒の学習に対する意欲について判断する。

ただし、その原因が病気等特別な事情がある場合を除き、次に掲げる者については、原則として免除の対象としない。

- (1) 申請時において、原級留置により進級できなかったため同一学年を重ねて履修する者
- (2) 単位制による課程に在籍する者にあつては、前年度において全日制の課程では年間24単位以上、多部制及び定時制の課程では年間18単位以上の単位を履修していない者

(免除期間)

第5条 授業料の免除期間は、4月分から翌年3月分までとする。ただし、年度の途中において申請があつた場合は、申請書が受理された日の属する月から当該年度の3月分までとする。

(申請手続)

第6条 免除を受けようとする者は、次に掲げる申請書類を学校長を経て教育長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項に該当する場合

- (ア) 授業料免除申請書(様式第1号)

- (イ) 別表2に定める免除を受けようとする事由を証明する書類

- (2) 第2条第2項に該当する場合

- 授業料免除申請書(様式第2号)

2 申請書類の提出期限は、学校長の定める日までとする。ただし、年度途中において特別の事情の生じた者については、その都度申請するものとする。

(決定及び通知)

第7条 教育長は、学校長から提出された申請書類を審査の上、免除に関する決定を行い、学校長を経て当該申請者に通知する。

(免除決定の取消し)

第8条 第6条の規定により提出した申請書類に虚偽記載の事実があつた場合、教育長は、当該免除の決定をした時にさかのぼって、当該決定を取り消すものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、免除に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行し、この附則による改正後の高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行し、この附則による改正後の高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月19日から施行し、この附則による改正後の高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月26日から施行し、この附則による改正後の高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

高知県高等学校授業料等免除取扱要綱施行細則（現行）

1 免除基準は、原則として次のとおりとする。 (H21.4.1適用)

免 除 要 件	決定区分
生活保護世帯に属する（高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る）	全額免除
児童養護施設入所者	全額免除
保護者等が 市町村民税非課税	半額免除
保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 保護者等のいずれかが稼働能力があり、かつ、 ・同一生計者に就学（園）者が5人以上いる	全額免除 全額免除
保護者等が 市町村民税が均等割のみ 市町村民税の課税標準額35万円未満	保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が制限されている 半額免除
保護者等のいずれかが稼働能力があり、かつ、 ・同一生計者に就学（園）者が5人以上いる ・同一生計者に長期療養者（見込まれる者を含む） 又は就学（園）者が2人以上いる	全額免除 半額免除
保護者等のいずれもが稼働能力あり ・同一生計者に就学（園）者が5人以上いる	半額免除
火災・風水害等による家屋等の半壊（半焼）以上の被災	市町村民税が非課税、均等割のみ、課税標準額35万円未満の世帯 全額免除
市町村民税の課税標準額35万円以上の世帯	半額免除
特 別 の 事 情	
(1) 家計が急変した場合	保護者等の倒産・失業、同一生計者の病気・事故等による生活困窮であって、 ・保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が制限されている 全額免除 半額免除
・保護者等のいずれかが稼働能力があり、かつ、 同一生計者に長期療養者（見込まれる者を含む） 又は就学（園）者が2人以上いる	半額免除
保護者等の死亡、病気、事故による生活困窮であって、 ・保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が制限されている 全額免除 半額免除	
・保護者等のいずれかが稼働能力がある	半額免除
(2) その他特に配慮が必要な場合	全額免除 半額免除

2 課税額区分の適用

要綱第4条第1項第2号に規定する市町村民税の課税標準額の適用については、生徒及び生徒の父母の課税標準額を合算した額により、免除の決定を行う。

ただし、父母等にかわって家計を支えている扶養義務者（民法第877条の規定により扶養義務を負う者）がある場合は、その者に係る課税標準額も合算する。主たる家計支持者であるかどうかは、「世帯構成員のうち最多収入の者であるか」「当該生徒を市町村民税算定上、扶養控除の対象にしているか」「当該生徒を健康保険等において扶養家族としているか」などにより、総合的に判断する。

3 学習に対する意欲についての判断

(1) 学校長の意見等により判断する。

(2) その原因が病気等特別な事情がある場合を除き、次に掲げる者については、原則として、免除の対象としない。

(ア) 原級留置により進級できなかったため、同一学年を重ねて履修する者

(イ) 単位制による課程に在籍する者にあつては、前年度において全日制の課程では年間24単位以上、多部制及び定時制の課程では年間18単位以上の単位を履修していない者。

(3) 適用にあつては、当該生徒の家庭環境等をも考慮したうえで判断する。

高知県高等学校授業料等免除取扱要綱施行細則（改正案）

1 免除基準は、原則として次のとおりとする。

(H21.4.1適用)

免 除 要 件	決定区分
生活保護世帯に属する（高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る）	全額免除
児童養護施設入所者	全額免除
保護者等が 市町村民税非課税 市町村民税が均等割のみ 市町村民税の課税標準額35万円未満	①保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 ②保護者等のいずれかが稼働能力があり、かつ、 ・同一生計者に就学（園）者が5人以上いる 全額免除
上記①②以外	半額免除
火災・風水害等による家屋等の半壊（半焼）以上の被災	市町村民税が非課税、均等割のみ、課税標準額35万円未満の世帯 全額免除
市町村民税の課税標準額35万円以上の世帯	半額免除
特 別 の 事 情	
(1) 家計が急変した場合	保護者等の倒産・失業、同一生計者の病気・事故等による生活困窮であって、 ・保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が制限されている 全額免除 半額免除
・保護者等のいずれかが稼働能力があり、かつ、 同一生計者に長期療養者（見込まれる者を含む） 又は就学（園）者が2人以上いる	半額免除
保護者等の死亡、病気、事故による生活困窮であって、 ・保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が制限されている 全額免除 半額免除	
・保護者等のいずれかが稼働能力がある	半額免除
(2) その他特に配慮が必要な場合	全額免除 半額免除

2 課税額区分の適用

要綱第4条第1項第2号に規定する市町村民税の課税標準額の適用については、生徒及び生徒の父母の課税標準額を合算した額により、免除の決定を行う。

ただし、父母等にかわって家計を支えている扶養義務者（民法第877条の規定により扶養義務を負う者）がある場合は、その者に係る課税標準額も合算する。主たる家計支持者であるかどうかは、「世帯構成員のうち最多収入の者であるか」「当該生徒を市町村民税算定上、扶養控除の対象にしているか」「当該生徒を健康保険等において扶養家族としているか」などにより、総合的に判断する。

3 学習に対する意欲についての判断

(1) 学校長の意見等により判断する。

(2) その原因が病気等特別な事情がある場合を除き、次に掲げる者については、原則として、免除の対象としない。

(ア) 原級留置により進級できなかったため、同一学年を重ねて履修する者

(イ) 単位制による課程に在籍する者にあつては、前年度において全日制の課程では年間24単位以上、多部制及び定時制の課程では年間18単位以上の単位を履修していない者。

(3) 適用にあつては、当該生徒の家庭環境等をも考慮したうえで判断する。

高知県立高等学校の授業料等の免除の拡大について

高等学校課

高知県の県立高等学校では、学習に対する意欲があり、経済的理由により修学が困難な方に対して、授業料・受講料の全部又は一部を免除する制度を設けています。

*県立高校授業料（19～21年度入学生）

全日制の課程:118,800円（月額9,900円）

【授業料・受講料の免除対象者】

※下記の要件を満たしても、学習に対する意欲がない（休学・留年した等）場合は、免除とはなりません。

（1）全額免除となる方

（ア）生活保護法による被保護世帯に属する方。ただし、授業料等相当額の給付を受けている方は除きます。

（イ）児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している方

（2）次の（ア）～（ウ）に該当する世帯の方については、授業料・受講料の免除を受けようとする生徒及び生徒の父母等の状況（死亡、疾病・障害、失業等の事情）により、学費の支弁が困難であると認められるときには、全額又は半額免除となります。

※（イ）（ウ）に該当する世帯であっても、状況により免除とならない場合があります。

（ア）市町村民税を非課税とされた世帯

（イ）市町村民税の課税を均等割のみとされた世帯

（ウ）市町村民税の課税標準額が35万円未満の世帯

（3）火災・風水害等により、家屋等を半壊（半焼）以上の被害を受け、学資の支弁が困難となった方（申請時において被災にあった時点から1年以内の者に限る。）は、全額又は半額免除となります。

（4）上記以外の場合で、家計の急変等、特別の事情により学費の支弁が困難となった方は、全額又は半額免除となります。

家庭の状況	現 行	拡 大 案
ひとり親・子1人	×	○ (半額免除)
ひとり親・子2人以上	○ (半額免除)	○ (半額免除)
両親・子1人 (ひとりの親しか働けない)	×	○ (半額免除)
両親・子2人以上 (ひとりの親しか働けない)	○ (半額免除)	○ (半額免除)
両親・子1～4人 (両親とも働ける)	×	○ (半額免除)
両親・子5人以上 (両親とも働ける)	○ (半額免除)	○ (半額免除)

（注）子とは、保育園・幼稚園・小、中、高校・大学・専門学校等に就学（就園）している者である